

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

- (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(削る)

(削る)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ (略)

リ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからチまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数</u> |
| (3) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数</u> |
| (4) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</u> |
| (5) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数</u> |
| (6) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数</u> |
| (7) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</u> |
| (8) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数</u> |
| (9) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数</u> |
| (10) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</u> |
| (11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数</u> |
| (12) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</u> |
| (13) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u> |
| (14) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> | <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数</u> |

(削る)

(新設)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防

(削る)	特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u> ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>
9 (略)	9 (略)

第十二条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(添削部分は消去部)

改 正 後	改 正 前
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 介護予防短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) 注1～5 (略) <u>6 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅰの介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ及びⅣ、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱの介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱ、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲの介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ並びに介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅳの介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</u> <u>7～9 (略)</u> <u>10</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を算定している場合は、算定しない。 <u>11～17 (略)</u> <u>18</u> (1)Ⅳ又は(2)Ⅳを算定している介護老人保健施設については、<u>注8</u>及び<u>注11</u>は算定しない。 (3)～(10) (略)	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 介護予防短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) 注1～5 (略) (新設) <u>6～8 (略)</u> <u>9</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注8</u>を算定している場合は、算定しない。 <u>10～16 (略)</u> <u>17</u> (1)Ⅳ又は(2)Ⅳを算定している介護老人保健施設については、<u>注7</u>及び<u>注10</u>は算定しない。 (3)～(10) (略)

ロ～ニ　（略） ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費 （1）～（6）　（略） 注 1 ～ 6　（略） 7　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iv)及びⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1 日につき26単位を所定単位数から控除する。 8・9　（略） 10　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、 <u>注 9</u> を算定している場合は、算定しない。 11・12　（略） 13　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 8 の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第 8 条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注 1 及び <u>注 8</u> の規定による届出があったものとみなす。 14・15　（略） (7)～(14)　（略） 8・9　（略）	ロ～ニ　（略） ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費 （1）～（6）　（略） 注 1 ～ 6　（略） （新設） 7・8　（略） 9　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、 <u>注 8</u> を算定している場合は、算定しない。 10・11　（略） 12　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 及び注 7 の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第 8 条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注 1 及び <u>注 7</u> の規定による届出があったものとみなす。 13・14　（略） (7)～(14)　（略） 8・9　（略）
--	--

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）
第十三条　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百二十八号）の 1 部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防認知症対応型通所介護費 イ　介護予防認知症対応型通所介護費(I) （1）介護予防認知症対応型通所介護費(i) （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a　要支援 1 <u>475単位</u> b　要支援 2 <u>526単位</u> （二）所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a　要支援 1 <u>497単位</u> b　要支援 2 <u>551単位</u>	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防認知症対応型通所介護費 イ　介護予防認知症対応型通所介護費(I) （1）介護予防認知症対応型通所介護費(i) （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a　要支援 1 <u>474単位</u> b　要支援 2 <u>525単位</u> （二）所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a　要支援 1 <u>496単位</u> b　要支援 2 <u>550単位</u>

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>741単位</u>
b 要支援2	<u>828単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>760単位</u>
b 要支援2	<u>851単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>861単位</u>
b 要支援2	<u>961単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>888単位</u>
b 要支援2	<u>991単位</u>
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援1	<u>429単位</u>
b 要支援2	<u>476単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>449単位</u>
b 要支援2	<u>498単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>667単位</u>
b 要支援2	<u>743単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>684単位</u>
b 要支援2	<u>762単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>773単位</u>
b 要支援2	<u>864単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>798単位</u>
b 要支援2	<u>891単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>248単位</u>
(二) 要支援2	<u>262単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>260単位</u>
(二) 要支援2	<u>274単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>413単位</u>
(二) 要支援2	<u>436単位</u>

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>740単位</u>
b 要支援2	<u>826単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>759単位</u>
b 要支援2	<u>849単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>859単位</u>
b 要支援2	<u>959単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>886単位</u>
b 要支援2	<u>989単位</u>
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援1	<u>428単位</u>
b 要支援2	<u>475単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>448単位</u>
b 要支援2	<u>497単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>666単位</u>
b 要支援2	<u>742単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>683単位</u>
b 要支援2	<u>761単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>771単位</u>
b 要支援2	<u>862単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>796単位</u>
b 要支援2	<u>889単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>247単位</u>
(二) 要支援2	<u>261単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>259単位</u>
(二) 要支援2	<u>273単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>412単位</u>
(二) 要支援2	<u>435単位</u>

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要支援1 424単位
(二) 要支援2 447単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- (一) 要支援1 484単位
(二) 要支援2 513単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- (一) 要支援1 500単位
(二) 要支援2 529単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注13において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

13～19 (略)

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要支援1 423単位
(二) 要支援2 446単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- (一) 要支援1 483単位
(二) 要支援2 512単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- (一) 要支援1 499単位
(二) 要支援2 528単位

注1 (略)

(新設)

(新設)

2～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注11において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

11～17 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1	3,450単位
(二) 要支援2	6,972単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1	3,109単位
(二) 要支援2	6,281単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)

(1) 要支援1	424単位
(2) 要支援2	531単位

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7～12 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ 総合マネジメント体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行っ

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1	3,438単位
(二) 要支援2	6,948単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1	3,098単位
(二) 要支援2	6,260単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)

(1) 要支援1	423単位
(2) 要支援2	529単位

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届けた指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

4～9 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行っ

た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 総合マネジメント体制強化加算(I)1,200単位
- (2) 総合マネジメント体制強化加算(II)800単位

ト～リ (略)

ヌ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算(I)100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算(II)10単位

ル (略)

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ト～リ (略)

(新設)

ヌ (略)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) | 761単位 |
| (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) | 749単位 |

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) | 789単位 |
| (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) | 777単位 |

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

9 (略)

ハ (略)

ニ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

ホ (略)

ヘ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専

ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) | 760単位 |
| (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) | 748単位 |

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) | 788単位 |
| (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) | 776単位 |

注1 (略)

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

7 (略)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専

門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ト 認知症チームケア推進加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算(I) 150単位

(2) 認知症チームケア推進加算(II) 120単位

チ～ヲ (略)

ワ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5単位

カ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

コ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

タ (略)

門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

ハ～ヌ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ル (略)

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第十四条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の1号を次の数のものに改定する。

(総務省令は省令略ス)

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ (略) 二 介護職員等処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ (略) 二 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は

又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからハまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからハまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからハまでにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(新設)

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| (11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)相当する単位数</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に</u> |
| (12) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(12)相当する単位数</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に</u> |
| (13) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(13)相当する単位数</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に</u> |
| (14) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(14)相当する単位数</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に</u> |

(削る)

(削る)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)</u> | <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)</u> | <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数</u> |

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> | <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</u> |

ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> | <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</u> |
| (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> | <u>イからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</u> |

- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからルまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからルまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからルまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) イからルまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) イからルまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) イからルまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) イからルまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) イからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(新設)

(削る)

(削る)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

レ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからタまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからタまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の156
(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の155
(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の148
(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の133
(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の125
(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の120
(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の132
(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の112
(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)に相当する単位数	イからタまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(削る)

(削る)

ソ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十五条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） (1) 介護予防支援費(I) 442単位 (2) 介護予防支援費(II) 472単位 注1 (1)については、<u>地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。ハにおいて同じ。）の設置者である指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）が、利用者に対して指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、</u>所定単位数を算定する。 2 (2)については、<u>厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、</u>所定単位数を算定する。 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、<u>高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u> 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、<u>業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u> 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所（基準第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（(2)を算定する場合に限る。）は、特別地域介護予防支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>	別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 438単位 (新設) (新設) 注1 <u>介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、</u>所定単位数を算定する。 (新設) (新設) (新設)

6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（②を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 7 指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域（基準第17条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防支援を行った場合（②を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 8 （略） ロ 初回加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 委託連携加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	（新設） （新設） 2 （略） ロ 初回加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 委託連携加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。
--	---

（厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部改正）

第十六条 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省令第94号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 6 （略） 7 スロープ 8 改差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 8 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの 9 歩行補助つえ カナデイアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブライトホームクラッチ及び多点杖に限る。	1 6 （略） （新設） （新設） （新設）

（傍線部分は改正部分）

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準の一部改正)
第十七条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成十一年厚生省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二号の五第二号及び第二十九号の五第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次のいずれかに該当することとする。			介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二号の五第二号及び第二十九号の五第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の地域が次のいずれかに該当することとする。		
一五(略)			一五(略)		
六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス、法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く)、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条第一号に規定する基準該当介護予防支援の確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの			六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス、法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く)、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条第一号に規定する基準該当介護予防支援の確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの		

(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正)
第十八条 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
一三(略)			一三(略)		
四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法			四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法		
イ(略)			イ(略)		
ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法			ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法		
(1)(略)			(1)(略)		
(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く)並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く)に限る。については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。			(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く)並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く)に限る。については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。		

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費Ⅲ、病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅳ又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費Ⅲ、病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅳ若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅰ、Ⅱ若しくはⅢ、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養

病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- ハ (略)
- 二 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
- (1) (略)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅳ又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅳ又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- ハ (略)
- 二 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
- (1) (略)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス等介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅳ又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス等介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅳ又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

五 (略)

五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法

イ (略)

五 (略)

五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法

イ (略)

ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（療養通所介護費及び短期利用療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)	(略)
-----	-----

ハ (略)

ニ 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（療養通所介護費及び短期利用療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)	(略)
-----	-----

六十三 (略)

十四 削除

ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)	(略)
-----	-----

ハ (略)

ニ 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(略)	(略)
-----	-----

六十三 (略)

十四 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第三百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設にお	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ、Ⅱ)若し

いて、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第二条(指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。)に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。		指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。
くは(V)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。		指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。		

(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ (略)	十五 (略)	
	十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法 イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
ロ (略)	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
	施行規則第四百十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
ロ (略)	十五 (略)	
	十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法 イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
ロ (略)	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
	施行規則第四百十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
ロ (略)	十五 (略)	
	十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数(指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
ロ (略)	厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
	健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
ロ (略)	ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
	ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
ロ (略)	ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
	ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	

十七 (略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅳ又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費Ⅴの所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

十七 (略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅳ若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ、Ⅳ若しくはⅤ若しくはⅥの所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。	(略)
ハ (略) 二 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法 (1) (略) (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	(略)
厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅱ又はⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。	(略)
ハ (略) 二 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法 (1) (略) (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	(略)
厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。	指定介護予防サービス等介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅱ又はⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。））については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定介護予防サービス等介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九〜二十二 (略)

二十三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 指定相当通所型サービス事業所（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第八十四号）第四十八条第一項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。）の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五十条の規定による改正前の指定介護予防サービス基準第九十七条に定める員数を置	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、同告示の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。））については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
(略)	(略)
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定介護予防サービス等介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九〜二十二 (略)

二十三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 指定相当通所型サービス事業所（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第八十四号）第四十八条第一項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。）の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五十条の規定による改正前の指定介護予防サービス基準第九十七条に定める員数を置	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、同告示の例により算定する。

(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正)
第十九条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ (略) ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a s e f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に应じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上 i・ii (略) iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等」という。）を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (1) s (5) (略) iv (略) (二) (略) (三) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第四百十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (略) (2) (略) ハ 夜勤職員配置加算(I)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (略)		一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ (略) ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a s e f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に应じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上 i・ii (略) iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等」という。）を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) s (5) (略) iv (略) (二) (略) (三) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第四百十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (略) (2) (略) ハ 夜勤職員配置加算(I)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (略)	

- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (ロ(1)→f の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の人々と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (1) (4) (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (略)
- (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の人々と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (1) (4) (略)
- (3) (4) (略)

- (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (ロ(1)→f の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)
- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の人々と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- (1) (4) (略)
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (略)
- (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の人々と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- (1) (4) (略)
- (3) (4) (略)